

## 高橋・只木ゼミ後期第10問検察側反対尋問レジュメ

文責:2班

- 5 1. 弁護側は、弁護レジュメ 32 行目の平穏説の検討において、「この説は、居住者・看守者～平穏侵害に決定的な意味を与えるものである。」とあるが、例えば居住者の意思に反していても、住居等の平穏を害していない場合は住居侵入罪を否定するという理解でよい  
か。
2. 弁護側は、住居侵入罪を個人的法益に対する罪と捉えているか。
- 10 3. 弁護レジュメ 1 頁 32 行目以下、住居の事実上の平穏を保護法益とする平穏説において、「居住者・看守者の意思に反するかどうかという意思侵害を～『重要な』判断要素」としなければならぬと考えているのはなぜか。また、2 頁 2 行目以下、平穏を害する態様か否かの判断において、「具体的な侵入の目的の内容を考慮する」ことについて、具体的にはどのように考慮するのか。
- 15 4. 刑法上、期待可能性の不存在が責任を阻却するという明文の根拠規定はないが、期待可能性の不存在が責任を阻却する点についての根拠をどのように考えているか。
5. 弁護側は、期待可能性の存否の判断に関する基準をどこに求めるべきであると考えているか。

以上